

記念物の様態と範囲

平澤 毅

I はじめに

大正8年(1919)制定、施行の史蹟名勝天然記念物保存法から始まった日本の記念物制度は、令和元年(2019)に100年を迎え、改めて記念物保護の沿革や意義などに触れる諸々の機会に大小の記念的事業が企画、実施され¹、関連する論考なども公表されてきた²。

記念物の取組を考えるに当たっては、いくつかの論点がある。歴史的経過に見れば、記念物は、史蹟名勝天然記念物保存法の制定によって対象化された思想であり、運動であることから、記念物制度の100年にその将来への継続性を窺うものである。また、現行、日本における文化財保護法第2条第1項に定義された「文化財」の一類型であるという意味での相対性の中に見出されることもあるし、地域活性化や文化振興などに関わるさまざまな今日的施策との関連性にも着目される。一方で、こうした施策の動向は、近年、活発に進展しており³、記念物を繞る状況も大きく変容してきていることを指摘できる。

本稿では、そうしたうちの特に相対性を念頭に置きながら、記念物の対象と取扱いに関する内容と特徴の検討を通じて、その様態と範囲について理解の一端を深めたいと思う。

II 日本の文化財保護制度と記念物

一般に、文化財とは、文化活動の成果として生み出されたもので、芸術、歴史、伝統などの観点から文化的な価値を有するもの、というように説明されることがある⁴。しかし、こうした説明においては、「文化財」とする対象を明示的に標定することができない。一方で、法律に基づき文化財の保護や継承の具体的措置を講じる場合には、その対象は明示的に標定される必要がある。日本の文化財保護法では、そのことを第2条第1項に〈この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。〉として、同項の第1号から第6号まで、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群という6つの類型を通称して規定している。その規定の方法は、「文化財」概念そのものを直接に示すものではなく、現行の文化財保護法の下で取り扱う「文化財」には如何なるものを含むのかというかたちを採用している。そして、こうした対象の標定とその取扱いは、いまに至る日本の文化財保護制度の経過によって築き上げられてきたものである(図1)。

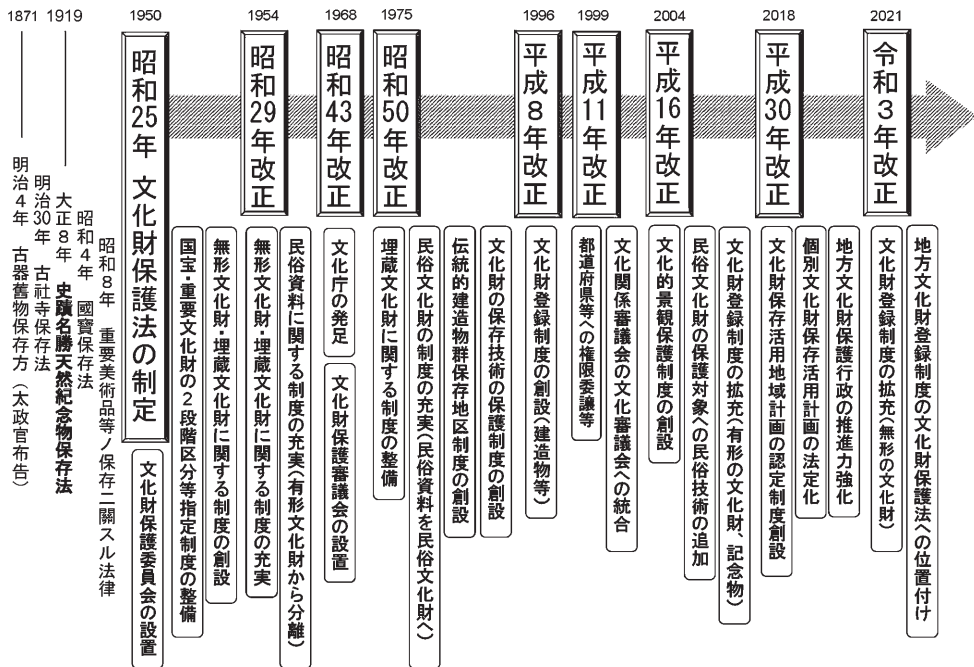


図1 日本における文化財保護制度の経過（概略）

すなわち、「有形文化財」は明治4年（1871）の古器舊物保存方から、明治30年の古社寺保存法、昭和4年（1929）の國寶保存法の措置を継承して、昭和25年に規定されたもので、この時「無形文化財」も規定され、「民俗文化財」は有形文化財の一分野としての取扱いから、昭和29年法改正による有形と無形の「民俗資料」の措置を経て、昭和50年法改正で規定され、「記念物」は大正8年（1919）の史蹟名勝天然紀念物保存法からの措置を継承して昭和29年法改正でその内容が規定され、そして、「文化的景観」は平成16年（2004）法改正、また、「伝統的建造物群」は昭和50年法改正によってそれぞれ規定されてきた。

これらを要するに、文化財保護法第2条第1項に規定されている「文化財」は、法律が措置する対象の様態とその区分の定義を示すものであり、かつ、この150年余りの社会趨勢の中で失われゆく対象への反応を積み重ね、それらを保護し、継承しようという意思とともにある制度的な集合概念である。さらに言えば、世の中において「文化的な価値」を有すると考えられるすべての対象を含むものではないし、ましてや、世の中がそのようにできているということを意味しているわけでもない⁵。そして、その取扱いの複雑さは、それぞれの類型に対応して整備されてきた現在の制度の体系にもよく表れている（図2）。

ここに注目すべきは、法第2条第1項に規定された6つのタイプのそれぞれの特性に応じた標定の仕方としての指定、登録、選定の措置が別々の条文で規定されていることである⁶。

昭和25年制定当初の文化財保護法の基本的な構成は、法的措置の積極の対象とする重要

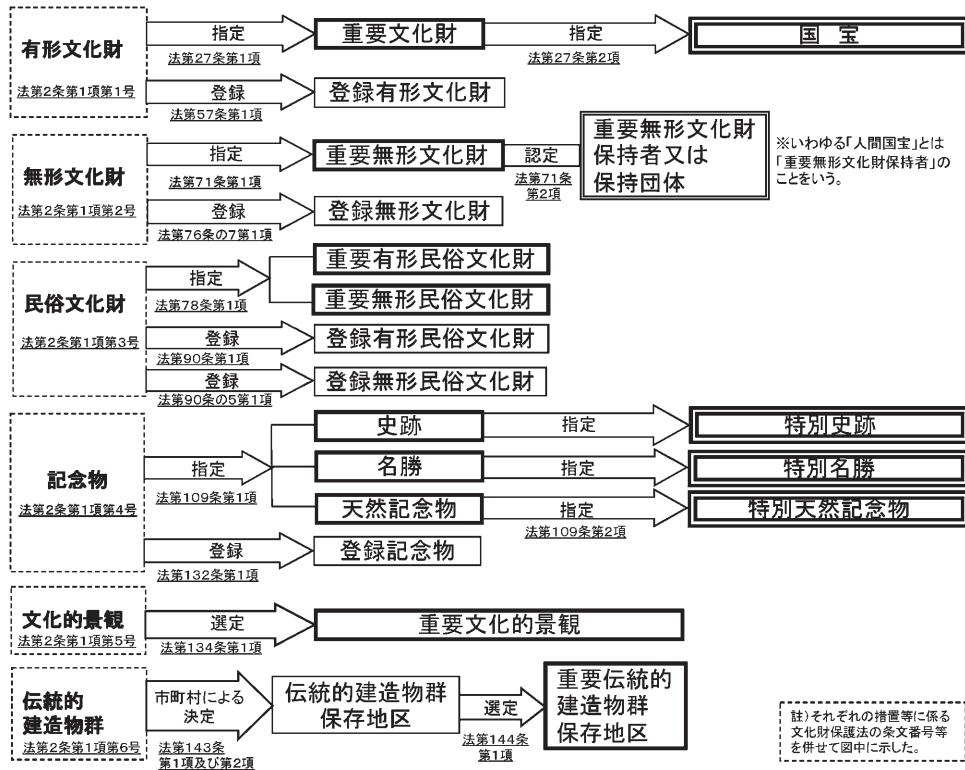


図2 日本における文化財の保護に係る指定等制度の体系（令和4年5月1日現在）

文化財と史跡名勝天然記念物の指定、そして、無形文化財、埋蔵文化財に関する規定から成り、「文化財」を繞る表象は、変わりゆく社会趨勢の中にあって失われる危険から遠ざけるべきとの認識を基本としていたと言える⁷。一方で、昭和50年の民俗文化財や伝統的建造物群、文化財の保存技術の保護の制度導入以来、平成8年以降の文化財の登録制度の創設と拡充⁸、平成16年の文化的景観の制度の導入などを通じて、「文化財」は社会や地域の在り方と分かち難い対象としても立ち現れてきた。さらに平成30年法改正では、指定文化財及び登録文化財の「保存活用計画」のほか、「文化財保存活用大綱」や「文化財保存活用地域計画」、「文化財保存活用支援団体」などが明記され、時代認識の変容の中で普及されてきた「文化財」に対する諸種の期待を反映しながら、今日に至る「文化財」を繞る表象は、第2条第1項に規定する類型の集合体としての「文化財」を越えて、さまざまな場面に浸潤して拡大しながら、それぞれの連関を含めた複雑なかたちで絶えず成長しようとしている。

しかし、法律制度上の「文化財」は、依然として第2条第1項の規定の内であって⁹、文化財保護施策がこうした複雑な制度の集合体として運用されているということからすると、今日の「文化財」の成分の一端は、指定等の具体的な措置を講じられた対象の集合に

表1 文化財保護法による文化財指定等の措置件数及び割合（令和4年5月1日現在）

文化財類型	指定等措置内容	件数	割合		
有 形 文 化 財	重要文化財（美術工芸品）	10,820	34.84%	34.90%	86.02%
	登録有形文化財（美術工芸品）	17	0.05%		
	重要文化財（建造物）	2,540	8.18%	51.12%	
	登録有形文化財（建造物）	13,335	42.94%		
無 形 文 化 財	重要無形文化財	103	0.33%	0.34%	0.34%
	登録無形文化財	2	0.01%		
民 俗 文 化 財	重要有形民俗文化財	225	0.72%	0.88%	1.97%
	登録有形民俗文化財	48	0.15%		
	重要無形民俗文化財	337	1.09%	1.09%	
	登録無形民俗文化財	2	0.01%		
記 念 物	史跡名勝天然記念物	3,222	10.38%	10.77%	10.77%
	登録記念物	123	0.40%		
文 化 の 景 観	重要文化的景観	71	0.23%	0.23%	0.23%
伝統的建造物群	重要伝統的建造物群保存地区	126	0.41%	0.41%	0.41%
	選定保存技術	82	0.26%	0.26%	0.26%
	合 計	31,053			

表2 国・都道府県・市区町村における文化財指定等の措置件数及び割合

文化財の種類	国 指定・選定（令和4年5月1日現在）				都道府県 指定等（令和3年5月1日現在）				市町村 指定等（令和3年5月1日現在）			
有形文化財（建造物）	2,540	14.41%	13,360	75.78%	2,535	11.44%	13,202	59.56%	9,746	10.07%	59,780	61.74%
有形文化財（美術工芸品）	10,820	61.37%			10,667	48.12%			50,034	51.67%		
無形文化財（芸能）	50	0.28%			33	0.15%			292	0.30%		
無形文化財（工芸技術）	53	0.30%	103	0.58%	123	0.55%	164	0.74%	240	0.25%	595	0.61%
無形文化財（その他）		0.00%			8	0.04%			63	0.07%		
民俗文化財（有形）	225	1.28%	552	3.13%	764	3.45%	2,468	11.13%	5,030	5.19%	11,487	11.86%
民俗文化財（無形）	327	1.85%			1,704	7.69%			6,457	6.67%		
記念物（遺跡）	1,872	10.62%			2,997	13.52%			13,082	13.51%		
記念物（名勝地）	427	2.42%	3,337	18.93%	287	1.29%	6,298	28.41%	877	0.91%	24,840	25.65%
記念物（動物・植物・地質鉱物）	1,038	5.89%			3,014	13.60%			10,881	11.24%		
文化的景観	71	0.40%	71	0.40%	12	0.05%	12	0.05%	11	0.01%	11	0.01%
伝統的建造物群保存地区	126	0.71%	126	0.71%	10	0.05%	10	0.05%	98	0.10%	98	0.10%
保存技術	82	0.47%	82	0.47%	12	0.05%	12	0.05%	19	0.02%	19	0.02%
合 計	17,631		17,631		22,166		22,166		96,830		96,830	

代表されるものとも理解できる。表1にその状況を窺い、文化財保護法による措置件数を単純に見れば、3万件余りのうち、86%余りを有形文化財が占め、記念物は10%余り、残りの3%余りでその他の指定等の措置が講じられていると読める¹⁰。同様の事情について、都道府県・市区町村の文化財保護条例等による指定等措置の比較を併せて整理した表2¹¹に見てみると、民俗文化財と記念物についてはそれぞれ10%、25%を超えて措置されており、地方に普及する「文化財」認識と指定等措置の特色の一端を窺うことができる。

その一方で、例えば、重要文化財指定には、1件の指定に複数棟の建造物を含むものがあり、系統的にまとまって伝存していることに重要性が見出される美術工芸品¹²もあり、あるいは、無形文化財ではどこまでを一連の文化的所産と考えるかによって数え方は異なるだろうし、伝統的建造物群では一体を成して歴史的風致を成す環境物件も一体である限り密接不可分で、また、文化的景観では個別の要素そのものは文化的景観でないにしても文化財として不可欠なものがある。表1に示した数字は法律により措置された「件数」¹³という意味において有意義であるが、個別の有形と無形の諸要素は、それ自体が文化財で

ある場合と文化財の一部である場合、あるいは、それらの連関に文化財としての実態が見出される場合などがあるから、その数字は文化財保護法に基づく指定等の措置の下にある「文化財」についてすらどれくらいあるのかを端的に示し得ないし、いずれにしても、さまざまな様態を呈する「文化財」を総合して表現することには原理的、構造的に限界がある。

さらには、例えば、史跡に指定されている寺院境内に重要文化財に指定されている建造物があり、その建造物の一部としてある障壁画が重要文化財に指定されている場合など、指定等制度の実態は文化財の複層的な在り方を排除しない構造として包含的でもある。もちろんこうした関係は、法第2条第1項に「我が国にとつて」などの限定はあるものの、指定等の措置が講じられていない「文化財」をも含んで想定できるので、一般にどこまでを「文化財」又はその一部、若しくはその連関として把握すべきなのは単純ではない。

このように、文化財保護法に規定された定義の構造から、「文化財」そのものを演繹的に説明すること¹⁴は原理上極めて困難なわけであるが、「文化財」の対象とするものを総合的に把握して包括的な保護を実現するための方途は、今日、地域におけるそれぞれの対象の関連性を踏まえた施策の立案と計画の策定を支持する「文化財保存活用地域計画」に付与されていて、その検討と実践において地域の「文化財」としている（もしくは、そう呼びたい）個別の対象の意義や役割を窺うことができるものと考えられるから、むしろ、そこから帰納的に「文化財」の類型ごとのメルクマールはよく抽出できるかも知れない。

Ⅲ 記念物の様態

国内外の今日的な遺産認識の原理において、文化と自然、（文化のうちでも）有形と無形、（有形のうちでも）動産と不動産、という分類では、「記念物」は、主として遺跡に代表される対象として、建造物等とともに一般に不動産の遺産として説明されることが多い¹⁵。

一方で、史蹟名勝天然記念物保存法以来の取組は、人文と自然の包括的な観点から国土の沿革や特徴を把握し、重要なものを指定して将来に維持しようとするものであるから、少なくとも自然の遺産の一部を含んでおり、その成り立ちが人工か天然かに拘わらず、対象の推移過程が終止しているものも進行しているものも含む¹⁶点には留意しておきたい。

記念物保護の制度的な検討は、明治44年（1911）の帝国議会での建議¹⁷に始まるもので、その際、どのようなものを対象とするべきかについては、同年12月に設立された史蹟名勝天然記念物保存協會が、大正4年末から大正8年2月にかけて各方面からの種々の例示を含めて検討した史蹟名勝天然記念物保存要綱草案¹⁸を祖型としている。そして、今日、記念物が制度運用上で想定している主要な対象の考え方については、大正9年（1920）1月28日付け内務大臣決定の「史蹟名勝天然記念物保存要目」¹⁹以来、現行では「特別史跡名勝

天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準」に整理が示されている²⁰。

これは全体でひとつの不可分な基準ではあるが、史跡、名勝、天然記念物の各部から成り、それぞれ前文に指定の基準内容を示し、対象について項目を立てている点において共通している一方で、記載の仕方は同様ではない。或る意味、不整序にも見える基準と項目の記載は、対象によって国土とその有り様の捉え方の違いを示しているのみならず、一体的制度として運用されるべき史跡名勝天然記念物の様態の多様性を示しているものである。

史跡の部では、「我が国の歴史の正しい理解のために欠くことができず」という要件に加え、「その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において、学術上価値あるもの」として、遺跡の種類を項目として例示していると言えるが、名勝の部では、「わが国のすぐれた国土美として欠くことができない」ことを必須の要件として、名勝に「自然的なもの」と「人文的なもの」があることを言明し、「自然的なもの」については「風致景観の優秀なもの」、「名所的価値の高いもの」あるいは「学術的価値の高いもの」とし、「人文的なもの」については「芸術的価値の高いもの」あるいは「学術的価値の高いもの」として、項目には名勝地の種類と名勝地に含まれる要素等とを兼ねて例示していると言うべきである²¹。一方、天然記念物の部では、「動物」、「植物」及び「地質鉱物」を対象に「学術上貴重で、わが国の自然を記念するもの」²²として、「動物」、「植物」、「地質鉱物」それぞれについての着目点を主体として示し、これに「天然保護区域」²³を含む点で特徴的である。さらにそれぞれの示し方も固有で、「動物」では〈特有〉であること、〈著名〉なことに着目して動物群聚なども含み、「植物」では、名木や並木、社叢等の例示を筆頭に、〈代表的〉な植物群落、〈著しい〉植物分布の限界地、自生地などを含み、「地質鉱物」では、産出状態や地質学上の〈現象〉、洞穴、岩石の組織などを含む。なかんずく、その対象には、畜養動物や栽培植物のほか、動物と地質鉱物には標本を含む点で、その経過において人為が不可欠なものを含んでいることは特に注目したいところである。

このように「記念物」も「文化財」と同様に、こうしたものたちから成る制度的な集合概念で、史蹟名勝天然記念物保存法の施行から100年余りを経過した現在の指定実績に数多く取り扱われている対象の分類²⁴を窺うと、史跡1,872件では、古墳410件（21.9%）、城跡295件（15.2%）、社寺の跡又は旧境内245件（13.1%）、集落跡198件（10.6%）²⁵が突出しており、また、名勝427件では、庭園としての指定が234件で54.8%、天然記念物1,038件では、植物の指定が558件で53.8%（うち単木指定が261件で25.1%）を占めている。これらの数字は、特別指定の事例とともに、記念物全体を代表的にイメージさせるもので、史蹟名勝天然記念物保存法の初期以来の重点のほか、その後の経過など²⁶を反映している。

その他、保護施策上の対象について特徴ある取組を窺うに、「文化財」としての土地的な措置については「記念物」を主体としていた昭和50年法改正²⁷以前において、昭和30

特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準

昭和二十六年五月十日文化財保護委員会告示第二号
昭和三十年五月二十五日文化財保護委員会告示第二十九号改正
平成七年三月六日文部省告示第二十四号改正

史跡

左に掲げるもののうち我が国の歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつ、その遺跡の規模・遺構・出土遺物等において、学術上価値あるもの

- 一 貝塚、集落跡、古墳その他この類の遺跡
- 二 都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡
- 三 社寺の跡又は旧境内その他祭祀信仰に関する遺跡
- 四 学校、研究施設、文化施設その他教育・学術・文化に関する遺跡
- 五 医療・福祉施設、生活関連施設その他社会・生活に関する遺跡
- 六 交通・通信施設、治山・治水施設、生産施設その他経済・生産活動に関する遺跡
- 七 墳墓及び碑
- 八 旧宅、園池その他特に由緒のある地域の類
- 九 外国及び外国人に関する遺跡

特別史跡

史跡のうち学術上の価値が特に高く、わが国文化の象徴たるもの

名勝

左に掲げるもののうちわが国のすぐれた国土美として欠くことのできないものであつて、その自然的なものにおいては、風致景観の優秀なもの、名

所のあるいは学術的価値の高いもの、また人文的なものにおいては、芸術的あるいは学術的価値の高いもの

- 一 公園、庭園
- 二 橋梁、築堤
- 三 花樹、花草、紅葉、緑樹などの叢生する場所
- 四 鳥獣、魚虫などの棲息する場所
- 五 岩石、洞穴
- 六 峡谷、瀑布、溪流、深淵
- 七 湖沼、湿原、浮島、湧泉
- 八 砂丘、砂嘴、海浜、島嶼
- 九 火山、温泉
- 十 山岳、丘陵、高原、平原、河川
- 十一 展望地点

特別名勝

名勝のうち価値が特に高いもの

天然記念物

左に掲げる動物植物及び地質鉱物のうち学術上貴重で、わが国の自然を記念するもの

- 一 動物
 - (一) 日本特有の動物で著名なもの及びその棲息地
 - (二) 特有の産ではないが、日本著名の動物としてその保存を必要とするもの及びその棲息地
 - (三) 自然環境における特有の動物又は動物群聚
 - (四) 日本に特有な畜養動物
 - (五) 家畜以外の動物で海外より我が国に移殖され現時野生の状態にある著名なもの及びその棲息地
 - (六) 特に貴重な動物の標本
- 二 植物

- (一) 名木、巨樹、老樹、畸形木、栽培植物の原木、並木、社叢
- (二) 代表的原始林、稀有の森林植物相
- (三) 代表的高山植物帯、特殊岩石地植物群落
- (四) 代表的な原野植物群落
- (五) 海岸及び沙地植物群落の代表的なもの
- (六) 泥炭形成植物の発生する地域の代表的なもの

- (七) 洞穴に自生する植物群落
- (八) 池泉、温泉、湖沼、河、海等の珍奇な水草類、藻類、蘚苔類、微生物等の生ずる地域
- (九) 着生草木の著しく発生する岩石又は樹木
- (十) 著しい植物分布の限界地
- (十一) 著しい栽培植物の自生地
- (十二) 珍奇又は絶滅に瀕した植物の自生地

三 地質鉱物

- (一) 岩石、鉱物及び化石の産出状態
- (二) 地層の整合及び不整合
- (三) 地層の褶曲及び衝上
- (四) 生物の働きによる地質現象
- (五) 地震断層など地塊運動に関する現象
- (六) 洞穴
- (七) 岩石の組織
- (八) 温泉並びにその沈殿物
- (九) 風化及び侵蝕に関する現象
- (十) 硫気孔及び火山活動によるもの
- (十一) 水雪霜の営力による現象
- (十二) 特に貴重な岩石、鉱物及び化石の標本の区域（天然保護区域）

特別天然記念物

天然記念物のうち世界的に又国家的に価値が特に高いもの

年代後半から昭和40年代にかけての高度経済成長期の開発による歴史的な町並みや集落の危機に対して史跡指定による保護の試み²⁸がなされたり、昭和から平成にかけて農林水産業の衰退に伴う里山保全の重要性が注目されるなかで棚田の名勝指定による保護の試み²⁹がなされたりした点などは留意しておきたい。一方で、これらは記念物としての措置ではその本質的な保護を図ることが難しいことから、前者については昭和50年法改正で創設された「伝統的建造物群」の制度によって、後者については平成16年法改正で創設された「文化的景観」の制度によって、それぞれの在り方に応じた新たな保護措置の仕組みが設けられた³⁰。また、史跡の分野では、昭和50年代以降、中世城館遺跡、近世大名家墓所、産業交通土木に関する遺跡等について全国的な検討等が継続的に取り組まれてきた。特に産業交通土木に関する遺跡については、近代の文化遺産の保存と活用として平成6年9月から記念物、建造物、美術・歴史資料及び生活文化・技術の4分野の検討³¹を踏まえつつ、平成8年7月から今日に至るまで「近代遺跡」の調査研究³²重ねて取り組まれてきており、あるいは、平成8年11月には「歴史の道」百選として78件が選定された³³。直近では、埋蔵文化財の分野でこれまでの検討を踏まえた「水中遺跡」に関わる技術と方法の整理が示された³⁴。このように、時代に応じた検討が継続的に積み重ねられ、記念物の対象への認識は消長を含みつつも全体としては多様性を増して成長してきたことを指摘できる。

さらに、記念物の対象を理解する上で注目すべき点は、指定の形式にも表れている。

史跡名勝天然記念物の指定件数は、令和4年5月1日現在で、表1に示したとおり3,222件を数えるが、史跡、名勝、天然記念物としての指定は、表2に示したとおりそれぞれ1,872件、427件、1,038件で、これらを単純に合計すると3,337件となる。これは、同じ記念物に対して史跡と名勝、名勝と天然記念物、天然記念物と史跡の指定を重複しているものがそれぞれ54件、54件、7件の計115件を数えるからである³⁵。さらに、集計するときには「二都府県以上にわたるもの」³⁶と「地域を定めず指定したもの」³⁷もあって、史跡名勝天然記念物の指定件数の実績を理解するのはなかなか単純ではない。

また、重要文化財の場合と同様に、史跡名勝天然記念物においても1件の指定に複数の記念物の指定地域を含む場合があり、史跡においては、古墳群をはじめとして、集落遺跡、古代官衙遺跡、中世城館遺跡、歴史の道のほか、経済・生産活動に関する遺跡など、価値内容が密接に関連する複数の遺跡を群として一つの指定に含む数多くの事例³⁸、名勝においても、庭園群のほか自然的名勝にも点在する複数の指定地域を含む事例³⁹が見られる。

加えて、記念物に対する把握や認識の深化などによって、異なる記念物として重複して指定する事例が⁴⁰あり、また、事例は限られるが同じ指定種別においても指定地域を重複している場合⁴¹もあるので、史跡名勝天然記念物の個別具体的な指定実績の数々には、同じ土地に複層するさまざまな記念物に関わる表象の多様な実態を窺うことができる。

もうひとつ、指定の形式という点で、他の文化財類型との比較で記念物に特徴的なのは、追加指定等⁴²に係る措置である。追加指定そのものは、具体的な調査研究の新しい成果のほか、学術の進展、社会情勢の変容に応じた対象認識の拡張などによって、他の文化財類型にも一般的な措置として実績があり、記念物においても、史跡名勝天然記念物保存法以来、平城宮跡⁴³などにその典型を見ることができる。一方、記念物に特徴的な追加指定の措置は、所有等の在り方に深く関係している。日本における「文化財」の取扱いは所有者による管理を基本的な原理とするが、有形文化財において、建造物を建造物として、美術工芸品を美術工芸品として所有していること、あるいは、無形文化財において、芸能や工芸技術をそれらとして体现していることとは異なり、記念物である遺跡、名勝地、動物・植物・地質鉱物をそれとして所有したり、管理したりしていることはむしろ限られている⁴⁴。すなわち、記念物の場合、それを所有している人のそれに対する認識と、それを保護しようとする立場のそれに対する認識とは必ずしも一致していないことが少なくない。今日、史跡名勝天然記念物の指定は、所有権等の尊重及び他の公益との調整の下に、土地所有者及び権原に基づく占有者の同意を前提として⁴⁵措置されているが、調査研究等によって把握された保護すべき範囲のすべてにおいて土地に関する権利関係を詳らかにし、かつ、その同意を得るのは容易ではない場合がある。そうした事情から、記念物については措置の初期において、重要な部分を含む範囲を指定して、その後に同意が整った土地を追加して指定する措置も珍しくない。史跡名勝天然記念物の指定等については、近年、春秋の年2回諮問するのを通例としているが、そのようなことを反映して、図3に示した直近20年の答申実績では追加指定等が6割を占めている⁴⁶。

史跡名勝天然記念物の追加指定は、近年の答申における説明文末尾の常套句にあるように、保護の万全を図るものであり、また、新たな記念物要素を加える場合にあっては、一体的又は包括的に保護を図ろうとするものである。さらには、古くからの既指定物件において公有化や保存整備による保護措置の充実などの観点からの指定地域の是正措置等⁴⁷も含み、また、具体的な保護措置の効用の発揮に早急なる必要性が問われる新指定の事案等

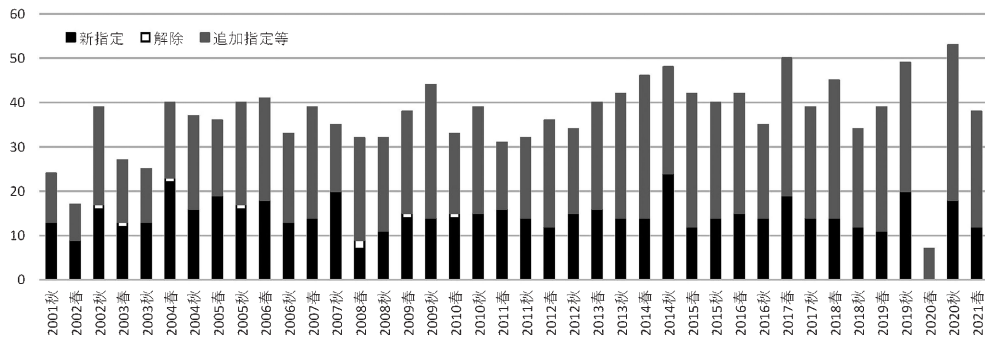


図3 近年における史跡名勝天然記念物の指定等答申件数

においては、その後の追加指定の措置を前提として審議される場合もあって、保護の実績において漸進的で柔軟な対応を可能とする特徴的なスキームであると言うべきである⁴⁸。

これを別の側面から考えてみると、史跡名勝天然記念物は美術工芸品のような作品としての完結性を前提としていないように理解することもできるが、一方、土地所有の問題を除いても、記念物においてほとんど唯一芸術作品としての側面を有する庭園のほか、中世城館遺跡や山岳寺院などでも自然の環境そのものを要件として含む事例も多く、また、区画施設によって完全に取り囲まれているものなど記念物としての境界が明確な一部の事例を除けば、保護すべき土地の範囲が完全に把握されている場合はむしろ限られている⁴⁹。

このように、「記念物」はその対象において「文化財」とはさらに別の複雑さを備えているほか、土地の範囲によって特定するのを基本とする史跡名勝天然記念物の指定地域には、記念物そのものでないものも含まれることも記念物に特徴ある様態に関係している。

IV 記念物の範囲

その対象を「遺跡、名勝地、並びに動物、植物及び地質鉱物」としている「記念物」は、特にその対象のほか時間と空間のスケールの多様性において格別で、他の文化財類型と比べたときに固有な特徴として、①「記念物」全体として、その事案の成り立ちが人工か天然であるかを問わないことや、②対象の推移過程がすでに終止している事例もいまなお進行している事例も含むことのほか、③「記念物」という1つの類型に対して「史跡」、「名勝」又は「天然記念物」という3つの指定種別を有している上、同じ対象について重複して指定することを許容していること、さらに、④指定等の保護措置においては漸進的で柔軟な対応を許容し、必ずしも指定物件としての完結性が不可欠の要件とされていないこと、そして、⑤遺跡、名勝地及び動物・植物・地質鉱物を広く含むさまざまな対象の在り方を反映して、さまざまな所有・管理等の在り方を含むこと、などを挙げることができる。

こうした記念物の保護の基本は、史蹟名勝天然紀念物保存法以来、管理及び復旧と、開発行為等による毀損、衰亡、滅失等の防止のために「現状を変更する行為又は保存に影響を及ぼす行為」（現状変更等）を制御することにあり、さまざまな所有・管理等の在り方から、まず、地方公共団体等を「管理団体」に指定して文化財としての管理及び復旧を行わせる⁵⁰ことが想定されてきた。法律の施行上は、史跡名勝天然記念物の保護のため指定地域全域に等しく現状変更等の制限がかけられているが、現状変更等が保護に与える影響はその内容とともに指定地域のそれぞれの場所の状況により異なるので、全域を等しく制限するのではなく、内容と状況によってその取扱いを整理して運用する方が合理的である。その取扱いについては、個別の指定物件の具体的な内容と状況に応じて「現状変更等の取

扱い基準」(あるいは、保存管理基準)が整理されてきたが、凍結保存のステレオタイプな「文化財」イメージと相俟って、一般に「規制基準」という受け止めが普及している。しかし、「現状変更等の取り扱い基準」は、一般に生じることが想定され得る現状変更等について、当該記念物の価値内容との対照を基本としつつ地域の実情を踏まえて地種区分を設け、保護に与える影響が軽微と評価できる範囲でそれぞれの地種区分における現状変更等の許容程度を整理するものであるから、その意味で、法令運用上はむしろ「緩和基準」とも言うべきものでもある。

このような「現状変更等の取り扱い基準」は、もともと許可事務の効率化のために整理されてきた⁵¹ものであるが、その地種区分は、指定地域における当該記念物の価値内容の濃淡とその他さまざまな諸要素の分布を反映する点で、当該記念物の構成を示すものでもあり、今日では、個別の指定物件の保護に関する基本的な方針と具体的な方策を示す保存活用計画において、積極的な保護施策との関係の下に位置付けられるべきものと考えられる。

一方、記念物の「管理」の基本は標識等⁵²を設置することであるが、記念物そのものを取り扱う「復旧」の延長上にある史跡等整備の半世紀以上にわたる進捗等にも鑑みると、記念物の指定地域には、一般に「管理」や「整備」による付加物が含まれているほか、その積極的な保護措置には、再生、再現、保全など⁵³の措置も含むものと言える。このうち、特に再現は、往時の様子を具体的に表現して効果的な公開活用に至る歴史的建造物の復元等⁵⁴に代表されるもので、遺跡における遺構等の位置・規模等の表示や、遺構そのものを展観する露出展示などと組み合わせて、価値内容の表現の一部として定着している。この「復元」は、かつて実際にその場所にあった具体的な状態に基づくスキームであるから、それを各種根拠に基づき蓋然性高く考察(復元考察)して提示した上で、その成果を基礎としながら今日の施設としての活用等の在り方に合わせて構造成補強や防災措置等を講じた設計(整備設計)とする必要がある。なお、復元考察においては、その信頼性を確保するために、①どのようなものをつくろうとされていたのか、②実際にどのようなものがつくられ、利用されたのか、そして、③現在に伝わっている遺構、資料等の遺存状況、などについて混同することなく、さまざまな根拠の関係が十分に吟味されなければならない。

こうした「復元」の措置は、特に平成以来、相当数の事例を積み重ねてきており、整備後の遺跡の表象として定着する傾向にあって、将来にわたり維持されれば、学術的観点や保護措置の歴史的観点から高く評価される可能性があるもので、その他の「管理」や「整備」の措置とともに、その実績は時間の経過の中で記念物そのものと一体化していくものとも考えられる⁵⁵。また、指定の古い史跡名勝天然記念物においては、例えば、その保護の取組を伝えるもの⁵⁶や、指定された時代以降につくられたもの⁵⁷なども、今日においては重要な価値内容を構成し、積極的な意味で保護の対象として検討すべき場合がある。

記念物の本質が国土に刻まれる沿革と特徴にあるとすれば、そこで展開する保護の取組もやがて記念物の一部となる。その意味で、地域において或る範囲の土地を占める記念物には、保護の対象となった後の履歴を吸収しながら、価値内容が成長していく側面もある。

行政施策の進展により、近年、指定後速やかに策定される傾向にある史跡名勝天然記念物の保存活用計画の検討において、指定が新しい物件については、指定時の価値内容の重点に従って検討することで十分とも言えるが、特に指定が古い物件については、学術研究の進展や社会環境の変容などを踏まえて価値内容等を再評価し、当該記念物の在り方や構造を今日的な観点から把握する必要がある。記念物は、土地に関わるさまざまな様態や履歴を含み、計画に反映すべき地域の社会状況も多様なので、保存活用計画を個別に検討することは、土地に育まれてきた固有な味わいの範囲を認識する上でも極めて重要である。

V おわりに

記念物の対象とその取扱いとは相互に関係して、その様態と範囲を成している。それは、100年前の想定を超え、70年余りにわたる「文化財」の取組の中で育まれてきた経験も含む。

文化財を、国土や国民に固有なものとの立場において、芸術、歴史、伝統などの観点から大切にしていきたいものの集合と考えれば、その集合概念は、常に時代や社会の価値観の揺らぎに晒されている。それは、消失の危機への反応や、古さ（永く続いているモノやコト）への憧憬に象徴されるように、時間の経過の中に文化財を窺う態度とも関連している。

私たちが「文化財」と呼んで、それを保護し、継承することに関心を寄せるのは、広く言及されるように文化的アイデンティティと密接に関係するものと言えるが、一方で、常に変わりゆく世の中であって、積み重ねられてきた時間、もはや過ぎ去って変わることの無い過去の時間に少しでも寄り添いたい、あるいは、そうした時間の延長にあってその存続に少しでも貢献したいという願いとも深く結び付いているようにも思われる。謂わば、文化財を思うときに時間の認識を持ち出すというよりも、文化財のことを思うこと自体の中に私たちの時間に対する認識のメルクマールのひとつが表象されている可能性がある。

文化財の保護は、私たちの過去のためではなく、現在、将来のために取り組まれるべきものである。そうした中で、国土の沿革と特徴を把握することを取組の本質としている記念物の制度は、施行されてから100年を経てもなお、指定や登録の具体的な事例を積み重ねて、全国各地域の土地に刻まれる履歴と内容を表現する様態と範囲を展開している。

そうしたことを思いながら、地域を繞る文化財の土地的側面について記念物を媒介として広く把握し、時の流れとともに国土に稠密に分布してきたその多様な姿を調査や計画で表現することによって、実態的な概念がさらに育まれる中に記念物の将来を窺いたい。

注

- 1 文化庁文化財第二課では「記念物100年」事業として、史蹟名勝天然記念物保存法の制定・施行から100年を迎えた令和元年（2019）から3か年度にわたって、記念物の普及啓発活動を実施してきた。史蹟名勝天然記念物保存法が大正8年（1919）6月1日に施行されたのに合わせて、「発掘された日本列島2019」展の開幕日ともなった令和元年6月1日に、東京都江戸東京博物館の中村座前で「記念物100年事業キックオフイベント」が開催された（文化庁文化財第二課「記念物100年事業」キックオフイベント報告 月刊文化財（令和元年11月号）674 pp.44-45）。同展覧会では、令和元年度の特集展示「記念物100年～守り継ぐために～」を始めとして、続く2年度には「記念物100年～我がまちが誇る史跡・名勝・天然記念物～」、3年度には「記念物100年～次の100年に向けて～」を開催した。特に当該事業の初年度には展示パネル素材をデータで提供する「記念物100年参加事業」を募ったほか、『月刊文化財』670（令和元年7月号）では「史蹟名勝天然記念物保存法100年」を特集した。また、日本郵政からは、大正9年（1920）7月17日に最初の天然記念物10件が指定されてから100年の令和2年（2020）7月17日に特殊切手「史蹟名勝天然記念物保護100年」が発行され、独立行政法人造幣局からは、「史蹟名勝天然記念物保護100年記念貨幣セット」として、最初の指定から100年の令和2年（2020）に「天然記念物」、令和3年（2021）に「史跡」、令和4年（2022）に「名勝」が販売された。あるいは、令和元年11月16日の日本遺跡学会大会では、さまざまな文化財関連団体の後援の下に、記念シンポジウムが東京国立博物館平成館大講堂で開催された（日本遺跡学会2021 特集「国土をめぐる記憶の継承 史蹟名勝天然記念物保存法100年」『遺跡学研究』17 pp.1-99）。折しも令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、各種取組の連鎖的な盛り上がりには欠けたところもあるが、そうした中でも、香川県立ミュージアムで企画展「記念物100年」（令和2年12月4日～令和3年2月14日）が開催されたほか、今後、指定100年を迎える史蹟名勝天然記念物が数多くあるので、全国各地において、記念物を繞って取り組まれて来たさまざまな実績が繰り返しリマインドされていくことと思う。
- 2 前掲註1の『月刊文化財』670のほか、『遺跡学研究』17の和田勝彦 2020「遺跡保護制度の沿革と将来展望」 pp.3-70及び高木博志 2020「史蹟名勝天然記念物保存法の時代——政治と文化財」 pp.71-85、平澤毅 2019「史蹟名勝天然記念物の指定種別と指定件数に関する考察～記念物保護の今後に向けて～」『遺跡学研究』16 日本遺跡学会 pp.73-84、山下信一郎 2021「百年を迎えた史跡保護の回顧と展望」『日本歴史』875 吉川弘文館 pp.60-76、平澤毅 2021「百年の名勝」『日本歴史』876 吉川弘文館 pp.69-86、等。
- 3 文化庁が所管する文化行政の基盤となる「文化芸術推進基本法」（平成13年法律第148号）が「文化芸術基本法」に改正され（平成29年法律第73号による。）、従前4次に亘ってきた「文化芸術の推進に関する基本的な方針」に代えて「文化芸術推進基本計画—文化芸術の「多様な価値」を活かして、未来をつくる—（第1期）」（平成30年3月6日閣議決定）が示されたほか、文化財保護法についても、平成30年法律第42号（文化財保存活用大綱、文化財保存活用地域計画、個別文化財の保存活用計画等に関して新たに規定。）及び令和3年法律第22号（無形の文化財の登録制度、地方文化財登録制度等に関して新たに規定。）により改正された。こうした法律制度の創設・改正等のほか、地域に所在するさまざまな文化遺産を通じて文化・伝統を語るストーリーを活用することで地域活性化を図ることを目的として、平成27年度から「日本遺産」認定の事業的措置が継続して講じられている。
- 4 例えば、『新潮国語辞典—現代語・古語—』（1965、新潮社）では、「文化財」の第一義とし

て「文化活動によって生み出され、文化価値のあるもの。」とし、「文化価値」については「①文化財としてもっている価値。②文化財をきめる基準となる価値。③新カント学派などで、生活価値と異なった、真・善・美・幸福などの先験的で普遍妥当的な価値。」としている。「文化財」の用語については、平澤毅 2012『『自然的文化財』について』奈良文化財研究所文化遺産部遺跡整備研究室 2012『『自然的文化財のマネジメント』 pp.60-65を参照のこと。

- 5 こうした視点は、文化財の指定等の基準についても窺われる。基準は現行の指定等制度の運用上の規則であって、制定時において、それ自体として無矛盾で網羅的であるべきだとしても、文化財の類型ごとに当面措置を講じる具体的な対象を念頭に置きながら、分類的な例示や注目すべきメルクマールなどについてそれぞれ整理したものであるから、いまだ十分に認識されていないような対象を含み得ない点で、原理上、その適用範囲は限定的にしか示し得ない。
- 6 現在の日本における文化財保護法は、第一章「総則」として、「この法律の目的」、「文化財の定義」、「政府及び地方公共団体の任務」、「国民、所有者等の心構」を示し、具体的な措置については、第三章「有形文化財」、第四章「無形文化財」、第五章「民俗文化財」、第六章「埋蔵文化財」、第七章「史跡名勝天然記念物」、第八章「重要文化的景観」、第九章「伝統的建造物群保存地区」、第十章「文化財の保存技術の保護」、第十一章「文化財審議会への諮問」、第十二章「補則」、第十三章「罰則」に規定している。このうち、第三章、第四章、第五章及び第七章に規定する「指定」制度の措置を基本とする文化財の類型については、第三章の「有形文化財」に関する規定（第一節「重要文化財」、第二節「登録有形文化財」、第三節「重要文化財及び登録有形文化財以外の有形文化財」とその準用を基本としつつ、それぞれの特性に応じて構成されており、その準用の内容は、第三章の第一節（第27条～第70条）に示されている第一款「指定」、第二款「管理」、第三款「保護」、第四款「公開」、第五款「重要文化財保存活用計画」、第六款「調査」、第七款「雑則」による。一方、第八章及び第九章に規定する「選定」制度による措置を基本とする文化財の類型については、対象の標定において「保存活用計画」の策定を前提としており、別して措置内容を定めている。なお、法律制定当初の第二章「文化財保護委員会」に関する規定（第5条～第26条）は、昭和43年の法改正において削除され、欠条文のままとなっている。このような現在の文化財保護法の構成は、専門家にとっても極めて複雑な理解を求められていると言わざるを得ない上、従前、（第2条第1項に規定する）「文化財」の重点保護措置（選択保護主義）と保護措置の向上を基礎として築き上げられてきた日本の文化財保護制度において、特に平成30年法改正により導入された「文化財保存活用地域計画」では無指定の「文化財」を含む措置を視野に入れ、また、令和3年法改正により指定制度を重要な基盤としてきた「有形文化財」、「無形文化財」、「民俗文化財」、「記念物」のすべてに登録制度を備え、さらには、地方文化財の登録制度まで規定した。こうした今日の動向は、もはや、社会に普遍的に存在するものとして「文化財」を広く取り扱おうとしているものというべきで、そうした理念を今日的に明確にした上で制度構造の複雑さを解消し、地域社会を構成する一般的な要素としての「文化財」に関する地域計画を主軸に、文化財保護法の全文改正を検討してもよいとすら思われる。あるいは、重点保護措置（選択保護主義）を緩和して、教育行政や厚生労働行政、農林水産行政、国土交通行政、環境行政のように、すべての地域において同様の普遍性の下に文化芸術行政を施策していくのであれば、一般的施策に遍く反映するべく、例えば、環境、景観、まちづくりなどの諸分野において、文化財あるいは文化芸術に関わる観点を備えることを標準とし、その施策検討において組織される専門的委員会の構成員に文化財あるいは文化芸術の専門家を標準的に配置するなどの措置が肝要と考えられる。

7 昭和25年制定当初の文化財保護法第2条第1項（原文縦書き）の規定は、

第二条 この法律で「文化財」とは、左に掲げるものをいう。

- 一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、筆跡、典籍、古文書、民俗資料その他の有形の文化的所産でわが国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの及び考古資料（以下「有形文化財」という。）
- 二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産でわが国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）
- 三 史跡、名勝及び天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」という。）

とあって、「文化財」の対象は、従来の國寶保存法及び史蹟名勝天然紀念物保存法が対象としてきたものに、民俗資料と考古資料を有形文化財に含め、芸能と工芸技術から成る無形文化財を新たに加えて、有形と無形の所産並びに国土において保護すべきもの、というように比較的容易に理解できた。ちなみに、國寶保存法第1条では指定の対象として「建造物、寶物其ノ他ノ物件ニシテ特ニ歴史ノ證徴又ハ美術ノ模範ト爲ルベキモノ」と規定しており、また、特別保護建造物と國寶を規定していた古社寺保存法ではその施行細則第6条で國寶について「甲種製作ノ優秀ナルモノ」、「乙種 由緒ノ特殊ナルモノ」、「丙種 歴史ノ證徴トナルモノ」の3種を定めている。また、現行の「記念物」に関する規定は昭和29年法改正により内容を明記されたものであるので、遺跡の「歴史上又は學術上価値の高いもの」、名勝地の「芸術上又は觀賞上価値の高いもの」、並びに、動物、植物及び地質鉱物の「學術上価値の高いもの」という表現の淵源は、昭和26年制定の指定基準の記載に窺うべきものであることには留意したい。

8 平成8年（1996）の登録有形文化財（建造物等）の創設、平成16年の登録有形文化財（美術工芸品）、登録有形民俗文化財、登録記念物、令和3年（2021）の登録無形文化財、登録無形民俗文化財への拡充、地方公共団体による文化財の登録制度に関する規定の追加。

9 法第2条第1項の第1号から第3号に規定される「有形文化財」、「無形文化財」、「民俗文化財」は、例えば、同条第2号において「演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産でわが国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下、「無形文化財」という。）」とあるように通称であって、これらの用語に含まれる「文化財」には法第2条第1項の規定が内包することはない。その他、法第92条第1項の規定で「埋蔵文化財」と通称する「土地に埋蔵されている文化財」や、法第93条第1項の規定で「周知の埋蔵文化財包蔵地」と通称する「古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地」、法第183条の2の規定で通称する「文化財保存活用大綱」、法第183条の3の規定で通称する「文化財保存活用地域計画」における「文化財」は、規定の原理から須く法第2条第1項に規定する「文化財」の範囲を出ることはできない。なお、優れて歴史や伝統に関わる文化遺産として認知されるべきとも思われる地名や言語（方言）などはいまだ文化財保護法がその措置対象とする「文化財」に含まれているといま直ちに読み取るのは難しいが、文化芸術基本法第12条に規定される生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）や国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）など、文化芸術振興に広く関連すると考えられる対象のうち、特に生活文化については、平成27年度の伝統的生活文化実態調査以来の取組の蓄積や企画調査会での検討を踏まえて、令和3年法改正における無形の文化財に関する登録制度及び地方文化財登録制度が創設され、「文化財」として取り扱うべき具体的な分野に関する検討がさらに進められている。

10 「周知の埋蔵文化財包蔵地」は47万箇所余りとされていて、個別の「埋蔵文化財」も数えれば、文化財としての点数はもはや数え切れないが、これらは指定等の措置を講じられていない

し、これらを含めると文化財のほぼ100%は「埋蔵文化財」が占めることになってしまう。なお、文化財保護法第2条の規定を厳密に読めば「選定保存技術」は「文化財」ではないが、「無形文化遺産の保護に関する条約」に基づく「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」に令和2年(2020)に登録された「伝統建築工匠の技：木造建造物を受け継ぐための伝統技術」は17の選定保存技術で構成されているなど、運用上はほぼ「文化財」のように取り扱われているので、表1の表題を「文化財保護法による文化財指定等措置件数」として含めた。

- 11 表2においては、国、都道府県、市区町村の比較をするため、登録制度を除く指定等制度による措置件数及びその割合を示した。また、統計の都合上、各種別の指定等措置件数を示し、史跡名勝天然記念物の重複指定も重複してカウントしているため、表1に示した数字と異なる。
- 12 文化財保護法の運用では、建造物以外の有形文化財を「美術工芸品」と総称し、絵画、彫刻、工芸品、書跡・典籍、古文書、考古資料、歴史資料を含む。
- 13 指定等の法的処分の1件に付き1つの名称を付与されることから、その目録を念頭に置けば、「有形文化財」の下に措置されている文化財の名称が86%余りを占めることは、その呼称に「文化財」を含む「重要文化財」の用語の普及などとも相俟って、「文化財」全体の表象において用語の合理性をよく反映していると言える。そのようなことによって、「文化財」というときにその取扱いまでもが「有形文化財」から想像される内容(例えば、「文化財だから触ってはいけない」など、人びとの脳裏に深く刻み込まれている文化財のメルクマール)として印象付くことは想像に難くない。しかし、「記念物」がそうした名称から成る目録の10%余りを占め、地方公共団体における文化財保護条例等における措置が25%余りに及んでいることなどからも、集合概念としての「文化財」への「記念物」の貢献度合いは小さくないものと言える。
- 14 「文化財」の原理を示し、その原理に照らし合わせて対象を標定するというような説明。
- 15 平澤毅 2009「遺産の類型」『遺跡学研究』6 日本遺跡学会 p.151。
- 16 前掲註2の平澤2021 p.82
- 17 関連する建議はいくつかあるが、例えば、明治44年(1911)3月の帝国議会貴族院における「史蹟及天然記念物保存ニ関スル建議案」の提案理由で、「国勢ノ発展ニ伴ヒ土地ノ開拓道路ノ新設鉄道ノ開通市区ノ改正工場ノ設置水力ノ利用」などによって「我邦ノ歴史上學術上風致上ニ密接ノ關係アル天然記念物カ今や漸ク破壊湮滅ニ屬セムトスルモノ少カラス」との認識に立って欧米諸国の天然記念物保存の計画や国設公園による史蹟名勝の保存の取組を挙げて「一國ニ於ケル天然記念物ノ保存ハ固ヨリ其ノ國ノ利益ノ爲ニスルハ言ヲ俟タサレトモ廣義ニ於テハ亦國際的利益アルモノアリ例ヘハ世界ニ著名ナル古史蹟稀有ノ動植物絶奇ノ風景ノ如キ是レナリ」と示されたように、その趣旨は、種々の開発や産業の進展によって失われつつある国土のさまざまな證徴を保存しようとしたものである。平澤毅 2015『名勝地保護関係資料集』奈良文化財研究所 pp.239-247などを参照のこと。
- 18 史蹟として12項目、名勝として27項目、天然記念物として動物8項目、植物22項目、地質礦物12項目及び天然保護區域を挙げていた。
- 19 当初、史蹟11項目、名勝11項目、天然記念物では「其ノ一」として動物9項目、植物17項目、地質礦物13項目、「其ノ二」として天然保護區域を定めたが、昭和4年12月12日改正で名勝に1項目追加して12項目とし、昭和9年11月12日改正で地質礦物に1項目追加して14項目としたほか、昭和7年11月4日改正と昭和11年1月17日改正によって地質礦物に関する項目記載を変更して、適用範囲を拡大した。前掲註17の平澤2015 pp.257-260。
- 20 保存要目から指定基準への移行では、前掲註2の山下2021 p.65にあるように、史跡の部に

- において、皇国史観を優先した項目の並びを見直し、学術的立場から各種遺跡の特質に基づく整理に再編し、名勝の部や天然記念物の部についても系統的な記載に集約したことが窺われる。
- 21 前掲註2 平澤2021 p.78、平澤毅 2021「名勝の指定基準対象項目としての「展望地点」の今日的意義に関する考察」『ランドスケープ研究』84（5）日本造園学会 pp.465-468など。
- 22 今日、天然記念物の分野において、この「記念する」ということについては、「国土の成り立ち」（自然史）、「自然の特性」（自然誌）、「日本人と自然との関わり方等」（文化史）の3つの観点に重点を置いて整理されている。前掲註2 平澤2019 p.76など。
- 23 同様の理屈で、「保護すべき史跡（又は名勝）に富んだ代表的一定の区域」として、「史跡保護区域」や「名勝保護区域」、あるいは、「保護すべき史跡名勝天然記念物に富んだ代表的一定の区域」として「記念物保護区域」などの枠組みも考えられるが、史跡や名勝は須らく土地の範囲として複数の要素を含み得るし、また、史跡については昭和40年以降「風土記の丘」事業の取組にそうした考えの一端を窺うことができ、それぞれの把握の在り方や役割分担を理解する上で重要な示唆を含んでいるとも言える。なお、「天然保護区域」については、史蹟名勝天然記念物保存法下で昭和3年に「上高地」（長野県）と「十和田湖及び奥入瀬溪流」（青森県・秋田県）を指定し、文化財保護法下では昭和31年指定の「尾瀬」（福島県・群馬県・新潟県）に始まり、昭和54年指定の「標津湿原」（北海道）まで、合計23件が指定されているが、自然環境保護行政の進展等との関係もあって、今日、積極的な意味で新指定を検討する制度運用環境にあるとは言い難い。また、天然保護区域とは別に、動物、植物、地質鉱物のうちの2つが重複している指定事例も昭和2年指定の「深泥池生物群集」（京都府）以来、計20件ある。
- 24 文化庁文化財第二課 2022『史跡名勝天然記念物 重要文化的景観 登録記念物 指定等目録』（令和4年3月）の「分類別索引」を見ると、史跡と名勝については、指定基準項目に概ね対照するかたちで、保存要目からの表現も一部引き継ぎながら、【史跡】について、貝塚、遺物包含地、住居跡等（集落跡）、神籠石、古墳・横穴、その他この類の遺跡、都城跡、宮跡、大宰府跡、国郡庁等官衙遺跡、城跡、防塁、古戦場、その他政治に関する遺跡、社寺の跡又は旧境内、経塚、磨崖仏、その他祭祀信仰に関する遺跡、聖廟、藩学、郷学、私塾、その他教育学術に関する遺跡、薬園、慈善施設、関跡、一里塚、並木街道、堤防、窯跡、その他産業交通土木に関する遺跡、墳墓、碑、旧宅、園池、井泉、樹石、特に由緒のある地域の類、外国および外国人に関する遺跡、【名勝】について、公園、庭園、橋梁・築堤、花樹、緑樹（松原）、岩石・洞穴、峡谷・溪流、瀑布、湖沼、浮島、湧泉、砂嘴、海浜、島嶼、火山・温泉、山岳、丘陵・高原・平原、河川、展望地点、その他複合的なもの、を示している。一方で、【天然記念物】については、指定基準項目は分類的な整理ではないが、「動物」として、哺乳類、鳥類、は虫類、両生類、魚類、原索動物、甲殻類、昆虫類、剣尾類、軟体動物類、「植物」として、細菌類、藍藻類、紅藻類、黄金藻類、緑藻類、車軸藻類、蘚苔類、シダ類、裸子植物類、被子植物類、社叢および樹叢、代表的原始林・希有の森林植物相、代表的高山植物帯・特殊岩石地植物群落、泥炭形成植物の群落、海岸植物の群落、固有の原野植物群落、陸地に近い島でその植物区系の特異なもの、「地質鉱物」として、化石・埋没林、岩石・鉱物、岩脈、節理、隆起・沈降・地震、断層・褶曲・特異な地層、河食、海食、風化・風食、氷河遺跡、石灰岩地形、火山、熔岩洞穴・熔岩樹型、地下水・湧泉、温泉現象、そして、「天然保護区域」の索引項目が示されている。
- 25 前掲註24の文化庁文化財第二課2022 p.447「史跡種類別・時代別指定件数表」による。史跡指定のうち、古墳、城跡、社寺の跡又は旧境内、集落跡の小計で1,148件（61.3%）。

- 26 ひとつの大きな例外として、昭和8年以降に取り組み、昭和23年6月29日に一括して377件が指定解除された明治天皇聖蹟関係の史蹟があり、この中には、昭和23年1月14日史蹟指定の明治天皇中初狩小休所（山梨県）のように指定後間も無く解除された事例もある。
- 27 昭和50年法改正では、有形文化財の定義の中に建造物その他の有形の文化的所産で価値の高いものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含むことが規定されたほか、伝統的建造物群保存地区制度の創設により、実態に即応して土地的な措置が拡大された。
- 28 「島田宿大井川川越遺跡」（静岡県、昭和41年指定）、「萩城城下町」（山口県、昭和42年指定）、「越中五箇山相倉集落」、「越中五箇山菅沼集落」（いずれも富山県、昭和45年指定）。
- 29 「姨捨（田毎の月）」（長野県、平成11年指定）、「白米の千枚田」（石川県、平成13年指定）。
- 30 文化的景観や伝統的建造物群における選定制度は、対象とする景観地や保存地区について保護のための計画（現行制度運用上の「保存活用計画」）の策定を前提としており、対象全体及びその単位や要素が計画論的に把握されている点で、記念物の措置と根本的に異なる。
- 31 「近代の文化遺産の保存と活用について（報告）」（平成8年7月8日、近代の文化遺産の保存・活用に関する調査研究協力者会議）。記念物については平成7年1月にまとめられた。
- 32 近代遺跡調査実施要項（平成8年7月18日、文化財保護部長決裁）により、①鉱山、エネルギー産業（鉱業を除く。）、③重工業、④軽工業、⑤交通・運輸・通信業、⑥商業、⑦農林水産業、⑧社会（生活様式、都市計画、保険・衛生、福祉、社会運動等）、⑨政治（立法、行政、司法、外交、軍事、政治運動等）、⑩文化（学術、芸術、教育、情報伝達等）、⑪その他（前記①～⑩に属しない分野）について、漸次、調査報告書が刊行されている。また、名勝についても、『近代の庭園・公園等に関する調査報告書』（平成24年6月）が公表されている。
- 33 令和元年11月に36件が新たに選定され、計114件となった。
- 34 文化庁文化財第二課 2022『水中遺跡ハンドブック』。なお、「水中遺跡」として取り扱われている明確な事例としては、史跡鷹島神崎遺跡（長崎県、平成24年指定）がある。
- 35 特別指定を考慮せずに数えると、史跡及び名勝30件、史跡及び天然記念物4件、名勝及び史跡24件、名勝及び天然記念物42件、天然記念物及び史跡3件、天然記念物及び名勝12件であり、重複指定は、史跡で1,872件中61件（3.3%）、名勝で427件中108件（25.3%）、天然記念物で1,038件中61件（5.9%）となる。史跡名勝天然記念物には特別指定も備えているのでそれぞれの指定で6種類の指定があり、加えて、重複指定における記載順番も考慮すると理屈の上では24種類で、諮問と答申、官報告示上の記載には30種類があり得る。一方で、前掲註24の文化庁文化財第二課（2022）の凡例には、目録の記載上、記念物等の種別を示す略号の使用に際して、現状の実績から19種類の指定種別を示している。
- 36 「二都府県以上にわたるもの」については、初期において「ハマナス自生南限地帯」（鳥取県・茨城県：大正11年天然記念物指定）や「瀨八丁」（和歌山県・三重県・奈良県：昭和3年名勝及天然記念物指定、昭和27年特別名勝指定）など、天然記念物を中心に組み込まれてきたが、「延暦寺境内」（滋賀県・京都府：昭和9年史蹟指定）など府県境をまたぐ史蹟指定の事例も組み込まれ、平成以降では、県境を跨いで連なる歴史の道の史蹟指定をはじめ、「朝鮮通信使遺跡 軀福禪寺境内 牛窓本蓮寺境内 興津清見寺境内」（広島県・岡山県・静岡県：平成6年史蹟指定）のほか、瓦窯跡、大名家墓所、石丁場跡など、広域に分布しながらも特に密接に関連する遺跡を一つの史蹟として指定する事例が数多く見られ、現在46件が指定されている。
- 37 「地域を定めず指定したもの」の指定事例は、「ルリカケス」（鹿児島県：大正10年天然記念物指定）と「アマミノクロウサギ」（鹿児島県：大正10年天然記念物指定、昭和38年特別天然

記念物指定)から、「ヤンバルクイナ」(沖縄県:昭和57年天然記念物指定)、「ヤンバルテナゴコガネ」(沖縄県:昭和60年天然記念物指定)まで、現在96件(うち特別天然記念物14件)が指定されているが、前掲註23と同様の事情で、今後の新指定の検討は考えにくい。

- 38 新規指定に加え、追加指定・統合・名称変更などにより、一体の史跡として再編する検討が定着してきているが、一方で、大宰府関連遺跡群のようにそれぞれの指定を維持しているものもある。すなわち、一連の遺跡内容の観点から一体的な保護を図るべきものについて、単独では指定保護に係る位置付けが難しいものを併せて措置する側面を有する事例も含んでいる。このように、密接な関係にある記念物を一つの指定に包摂することは、遺産概念上の正当性の点から一定の意味があるとしても、特に複数の地方公共団体の所管に跨る事例において、所管の指定地の保存活用に留まることが多く、包括的な保護措置の実効性の点で課題は少なくない。
- 39 初期の事例にも、名勝耶馬溪(大分県、大正12年指定)などがある。
- 40 例えば、岩手県の特別史跡毛越寺境内附鎮守社跡(大正11年指定、昭和27年特別史跡指定)の指定地には特別名勝毛越寺庭園(昭和32年指定、昭和34年特別名勝指定)と名勝旧観自在王院庭園(平成17年指定)を含み、広島県の天然記念物彌山原始林(昭和4年指定)は特別史跡及び特別名勝厳島(大正12年指定、昭和27年特別史跡及び特別名勝指定)の指定地の中にあって、名勝奈良公園(大正11年指定)では、特別天然記念物春日原始林(大正13年指定、昭和30年特別天然記念物指定)や史跡東大寺旧境内(昭和7年指定)、史跡東大寺東南院旧境内(昭和9年指定)、史跡興福寺旧境内(昭和42年指定)などの指定地の多くの部分が重複している。また、山梨県と静岡県にわたる特別名勝富士山(昭和27年指定、同年特別名勝指定)と史跡富士山(平成23年指定)とは指定名称を同じくして八合目以上で重複するものの、指定地の全体構成が異なる別の記念物として指定されている。
- 41 福岡県の史跡福岡城跡(昭和32年指定)には史跡鴻臚館跡附女原瓦窯跡(平成16年指定)のうちの鴻臚館跡が含まれ、京都府の史跡及び特別名勝天龍寺庭園(大正12年指定、昭和30年特別名勝指定)は史跡及び名勝嵐山(昭和2年指定)に含まれ、山口県の特別天然記念物秋吉台(昭和36年指定、昭和39年特別天然記念物指定)の中に特別天然記念物秋芳洞(大正11年指定、昭和27年特別天然記念物指定)などが重複して指定されているなどの事例がある。
- 42 追加指定のほか一部解除、名称変更、統合、分離があり、実績で大部分を追加指定が占める。
- 43 平澤毅 2013「遺跡を現在に活かし、未来に伝える―平城宮跡の保存と整備」『遺跡をさぐり、しらべ、いかす―奈文研60年の軌跡と展望』クバプロ pp.101-126。
- 44 例えば、集落遺跡や古墳、都城跡、国郡庁跡、中世城館遺跡などの多くにおいて、遺跡として所有されていることは稀で、大抵は、耕作地や山林、宅地などとして所有されていて、むしろ、そこに遺跡があるとすら認識されていないこともしばしばである。名勝地のうちの自然的なものや動物の生息地、繁殖地、渡来地、植物の自生地、地質鉱物の多くも、それとして所有されることは、地方公共団体等による文化財保護の措置を除いてほとんど無いと言えるし、土地に定着しない動物や分布域が変化することがある植物などではもはや所有を想定することすら極めて難しい。一方で、寺社境内地や墓所、旧宅、庭園などのほか、飼養動物や栽培植物なども含め、それとして所有・管理等されているものも例外とするほどには少なくない。
- 45 文化財保護法第4条第3項、第109条第3項から第6項、第111条など。
- 46 この20年の春秋の指定等答申総件数は1,473件(うち、新指定576件、指定解除8件、追加指定等889件)。また、この20年間の前半10年間の追加指定等は382件(諮問件数682件に対して56%余り)、後半10年間の追加指定等は507件(諮問件数791件に対して64%余り)で増加傾向に

ある。なお、この間、未告示物件の処理等もあるので指定等の実績件数とは異なる。

- 47 追加指定を重ねている最たる事例としては、特別史跡及び特別天然記念物日光杉並木街道附並木寄進碑において、昭和52年以降、平成31年までに34回の追加指定が措置されている。
- 48 一方で、追加指定は、その性格上、審議においても新指定に次ぐ取扱いとなりがちな側面があり、ややもすると指定による保護措置の全体像に関する検討が曖昧なままに取り組みられたり、その後の措置を安易なものとしたりする場合も生じかねないので、十分に注意する必要がある。
- 49 このような点については、条例等に基づく規制と計画のロジックでその範囲を決定して、選定される重要文化的景観や重要伝統的建造物群保存地区の制度とも原理的に異なる。
- 50 文化財保護法第113条。また、管理団体がある場合を除き、所有者又は管理責任者が管理及び復旧に当たることとしている（第119条）。
- 51 平澤毅 2012「記念物の保存管理計画―特に名勝について―」『文化財論叢Ⅳ』pp.1257-1292
- 52 史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則（昭和29年文化財保護委員会規則第7号）による。「標識」、「説明板」、「標柱及び注意札」、「境界標」、「囲さくその他の施設」が規定されている。
- 53 記念物を構成する動物や植物については繰り返される生死の過程において、天然記念物における動物群聚や植物群落のほか、史跡や名勝における自然環境の衰亡に対して「再生」の措置を講じたり、また、歴史的過程で失われた諸要素について、価値内容の理解促進のために「再現」の措置を講じたり、保護環境の向上のために「保全」の措置を講じたりする。
- 54 特に歴史時代の建造物の復元又は復元的整備については、「史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準」（令和2年4月17日、文化審議会文化財分科会決定）による。
- 55 例えば、岐阜県飛騨市に所在する史跡「江馬氏城館跡」（昭和55年指定）の下館跡において庭園遺構の修復とともに復元された会所や土堀は、もはや名勝「江馬氏館跡庭園」（平成29年指定）を構成する諸要素として不可欠である。
- 56 例えば、神奈川県茅ヶ崎市に所在する「旧相模川橋脚」は、大正12年（1923）9月の関東大震災と翌年1月の余震によって水田に現出した柱状遺構で、『吾妻鑑』にも記載のある橋梁跡として、大正15年、史蹟名勝天然記念物保存法に基づき史蹟に指定された。平成13年（2001）から実施された保存整備に伴う発掘調査等によって橋脚に関連する土留め遺構とともに、地震によって生じた液状化現象の痕跡も状態よく確認され、平成25年には天然記念物にも指定された。また、当時の保存活動に関わる遺構等も確認され、近代における遺跡保存の取組を伝えている貴重なものとして、今日、3つの観点から評価されるべき価値内容を備えている。
- 57 例えば、大分県に所在する名勝「耶馬溪」（大正12年指定）において、指定に前後して地域や観光の振興等のために架けられた、耶馬溪橋（大正12年竣工）、馬溪橋（大正12年竣工）、羅漢寺橋（大正9年竣工）の3つの石造橋梁は、指定等時における評価には当然含まれる事由も無かったものであるが、今日では、耶馬溪の優れた風致景観に不可欠のものであり、特に、耶馬溪橋は、近代橋梁の優秀な事例として、令和4年に重要文化財として指定された。

挿図出典

図1：文化庁作成資料を基に、筆者が加筆等して作図したもの

図2、3：筆者作成